

様式第1（第3条、第4条、第5条、第20条関係）

第1表

営業費総括表

（単位：千円）

項 目	金 額	備 考
役員給与		
給料手当		
給料手当振替額（貸方）		
退職給与金		
厚生費		
委託集金費		
雑給		
燃料費		
使用済燃料再処理等拠出金費		
廃棄物処理費		
特定放射性廃棄物処分費		
消耗品費		
修繕費		
水利使用料		
補償費		
賃借料		
委託費		
損害保険料		
原子力損害賠償資金補助法一般負担金		
原賠・廃炉等支援機構一般負担金		
普及開発関係費		
養成費		
研究費		
諸費	< > < >	
貸倒損		
固定資産税		
雑税		
減価償却費		
固定資産除却費		
廃炉拠出金費		
共有設備費等分担額		
共有設備費等分担額（貸方）		
他社購入電源費	（ ）	
非化石証書購入費		
建設分担関連費振替額（貸方）		
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）		
原子力廃止関連仮勘定償却費		
事業税		
開発費		
開発費償却		
電力費振替勘定（貸方）		
株式交付費		
株式交付費償却		
社債発行費		
社債発行費償却		
法人税等		
合 計		

原価算定期間を、 年 月から 年 月までの 年として算定した。

（記載注意）

- 1 給料手当の平均経費人員（人）及び平均基準賃金（円／月）を、備考欄に記載すること。
- 2 他社購入電源費の購入電力量（10⁶kWh）を、備考欄に記載すること。
- 3 諸費の上段< >内には寄付金に係る費用を、下段< >内には団体費に係る費用を内数として記載すること。
- 4 他社購入電源費の（ ）内には、新エネルギー等電源費に係る費用を内数として記載すること。

〔主な項目の内訳〕

(1) 燃料費

(単位：千円)

項 目		金 額	備 考
火力燃料費	石炭費		
	燃料油費		
	ガス費		
	その他		
	小 計		
核燃料費	核燃料減損額及び核燃料減損修正損（又は核燃料減損修正益（貸方））		
	濃縮関連費		
	小 計		
新エネルギー等燃料費			
合 計			
火力燃料重油換算消費量（ 10^3 kl）			
火力燃料重油換算単価（円／kl）			
火力発電電力量（発電端 10^6 kWh）			
火力燃料kWh当たり単価（発電端 円／kWh）			
原子力発電電力量（発電端 10^6 kWh）			
核燃料kWh当たり単価（発電端 円／kWh）			
新エネルギー等燃料重油換算消費量（ 10^3 kl）			
新エネルギー等燃料重油換算単価（円／kl）			
燃料費算定に必要な新エネルギー等発電電力量（発電端 10^6 kWh）			
新エネルギー等燃料kWh当たり単価（発電端 円／kWh）			

(参考) 主要燃料消費数量、消費価格

項 目		数量・価格	備 考
消費数量	石炭（ 10^3 t）		
	重油（ 10^3 kl）		
	原油（ 10^3 kl）		
	LNG（ 10^3 t）		
平均消費価格	石炭（円／t）		
	重油（円／kl）		
	原油（円／kl）		
	LNG（円／t）		

(2) 修繕費

(単位：千円)

項 目		金 額	備 考
普通修繕費			
取替修繕費			
合 計			

(3) 減価償却費

(単位：千円)

項 目		金 額	備 考
水力発電設備			
火力発電設備			
原子力発電設備			
新エネルギー等発電等設備			
業務設備			
合 計			

第2表

事業報酬総括表

(単位：千円)

項 目	金 額 (第4条第2項 第1号関係)	金 額 (第4条第2項 第2号関係)	金 額 (第4条第2項第3号 のうち事業者のレート ベースの額)	備 考
特定固定資産		/		
建設中の資産				
使用済燃料再処理関連加工仮勘定				
核燃料資産				
特定投資				
営業資本				
運転資本				
貯蔵品				
小 計				
繰延償却資産				
(A)：レートベースの額の合計額	①	②	③	
(B)：報酬率(%)			電気事業報酬率※	※ (④-⑤) × (③ / (①-②))
(C)：(A) × (B)	④	⑤		

原価算定期間を、年 月から 年 月までの 年として算定した。

(記載注意)

第4条第2項第2号関係の金額については、直近の託送供給等約款の認可、認可の申請又は届出に当たり、一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令第9条第2項の規定により算定されたレートベースの額の合計額、報酬率及び電気事業報酬の額を、それぞれ(A)、(B)、(C)に記載すること。

第3表

控除収益総括表

(単位：千円)

項 目	金 額	備 考
他社販売電源料		
電気事業雑収益		
預金利息		
賠償負担金相当収益		
廃炉円滑化負担金相当収益		
合 計		

原価算定期間を、年 月から 年 月までの 年として算定した。

(記載注意)

他社販売電源料の販売電力量(10⁶kWh)を、備考欄に記載すること。

- 注 1 該当すべき事項がないときは、表の作成又は記載を省略することができる。
- 2 記載すべき金額は千円単位をもって表示することができる。ただし、営業費、事業報酬及び控除収益の合計額が千億円を超える事業者は、「千円」を「百万円」に読み替え、百万円単位をもって表示することを妨げない。
- 3 火力に係るものは、汽力及び内燃力に係るものをいう。